

今回のテーマ「安全衛生チェックリスト」について

外国人技能実習機構 HP に、監理団体による実習実施者の定期監査で活用する「安全衛生チェックリスト」が掲載されています。これは、**労働安全衛生関係法令の遵守を目的**として作成されています。

○現場の安全対策、○安全衛生教育、○就業制限、○健康確保など、
についてチェック項目が設けられています。

現在のところは「建設」、「食品製造職種」、「機械・金属職種」があり、
職種別に作成が進められているところのようです。

機械・金属職種の「**日々朝礼等で確認すること**」を下記に抜粋しました。安全衛生チェックリスト全文は機構 HP をご覧ください。

<https://www.otit.go.jp/>

1 日々朝礼等で確認すること

- 技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。
- 技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか。
- 技能実習生を 5 S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（決めたこと、教わったことを必ず守るように指導すること）、ヒヤリ・ハット活動、危険予知（KY）活動に取り組ませていますか。
- 技能実習生が理解できる作業マニュアルはありますか。
- 技能実習生が理解できる安全標識はありますか。